

(環境委員会)

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）

要旨

本法律案は、既に認定されたぜん息等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付等の財源を確保するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、平成三十年以降も当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する。

二、この法律は、公布の日から施行する。